

【協議事項】

消費税率引上げに伴う路線バス協議運賃の改定について

1 目的

平成26年4月1日から適用開始される消費税率引上げに伴い、これを適正に運賃に転嫁するもの。

2 実施事業者

糸魚川バス株式会社

3 改正内容

消費税率が現行の5.0%から8.0%に引き上げられることに伴い、現行運賃から現行5%の消費税額を差し引いた現行税抜き運賃に1.08を乗じて算出した金額に改定する。

なお、10円未満の端数は、四捨五入により処理する。

4 協議が必要な運賃（協議運賃）とその運賃を適用する系統

資料No.4 - 2 「協議が必要な路線バス協議運賃と系統」のとおり

5 改正期日

平成26年4月1日